年金受給者向け

# 税の申告フローチャート

（矢印に従って進んでください）

スタート

収入がない、又は非課税所得しか収入がない
※非課税所得の例 ： 障害年金、遺族年金等

はい → 「課税所得なし」の市民税・県民税申告が必要です

いいえ ↓

公的年金等以外の収入がある
※個人年金は公的年金等に含みません。

はい → 年金以外の収入は給与か個人年金しかなく、①と②の合計が、20万円以下である
①1年間の給与収入－65万円
（0以下の場合は0円）
②個人年金収入－経費

いいえ ↓

公的年金等の収入金額（複数の年金がある場合はその合計）が400万円以下である

はい → 公的年金等の収入金額（複数の年金がある場合はその合計）が400万円以下である

いいえ → 確定申告が必要と思われます

はい → 公的年金か給与から、所得税が源泉徴収されている

はい → 確定申告が必要と思われます

所得税の還付がある可能性がありますが、実際に計算をしないと還付になるかは分かりません

いいえ ↓

公的年金等の収入金額（複数の年金がある場合はその合計額）が下の表より少ない

| 年金収入 | 扶養なし | 扶養1名 | 扶養2名 | 扶養3名 |
|---|---|---|---|---|
| S36.1.2以降生まれ(65歳未満) | 1,050,000 | 1,860,000 | 2,326,667 | 2,793,334 |
| S36.1.1以前生まれ(65歳以上) | 1,550,000 | 2,220,000 | 2,570,000 | 2,920,000 |

※扶養人数（配偶者を含みます）は、年金の源泉徴収票に記載されている人数です
※年金以外に給与が65万円以上ある、又は他の収入がある方は、
上の表だけでは判別できませんので市役所までご相談ください

はい → 申告不要です
お手続きは特にありません

いいえ ↓

年金の源泉徴収票に記載されている以外の控除を追加したい
例：生命保険料、地震保険料、医療費
年金天引き以外の社会保険料　等

いいえ → 申告不要です
お手続きは特にありません

はい → 市民税・県民税申告が必要です